

第67回 大津市入札監視委員会（令和7年度 第3回） 会議録（要旨）

- 1 開催日時 令和8年3月9日（月） 10:00～12:00
- 2 開催場所 大津市役所 第二別館 Web会議室
- 3 出席者 委員 5名
(山本委員長、松山副委員長、河野委員、福山委員、村上委員)
事務局 10名
(契約検査課：森課長、服部補佐、戸川補佐、杉本係長、栗田、平田、
西原)
(施工課：道路・河川管理課 藤原、松田 道路インフラ保全室：浦谷)
- 4 内 容

1) 開会

事務局及び委員長挨拶

2) 議事

(1) 入札及び契約手続きの運用状況等について

ア 入札方式別発注工事総括表について

イ 入札方式別発注工事一覧表について

【質疑なし】

ウ 事案の抽出結果について

【当番委員抽出理由について説明】

エ 抽出事案説明書について

抽出事案1「河川改修工事（鼠谷川）」について

【事務局説明】

【質疑】

- 委員 入札参加者の考え方として、入札額が最低制限価格と同額でも取りに行きたいか、それともある程度の工事原価の高騰や利益も含めて、予定価格と同額の入札額で取りに行きたいとの二極化した事案だったと理解した。

- 事務局 はい。
- 委員 積算が比較的簡単な工種とのことだが、このモルダム工法は外注が必要になるので、予定価格や最低制限価格と同額に当てることができないのではないかとと思うが、どうか。
- 事務局 比較的簡単に最低制限価格を積算できるが、外注費がかかるので最低制限価格よりも高い金額で入札したと考えられる。
- 委員 最低制限価格と同額で入札した2社は、外注費を見込んでもこの入札額で採算が取れるということか。
- 事務局 利益が少なくなっても受注を取りたいということから、最低制限価格と同じ金額で入札したと考えられる。
- 委員 予定価格と同額で入札した業者は、この受注は取りたくないということか。
- 事務局 取りたくないというよりも、まずは予定価格と同額で入札して、他の入札参加者の札の入れ方を見ているのではないかとと思われる。
- 委員 同時期に、土木一式工事の入札が他に5件あるが、本件と同じように入札額が最低制限価格と予定価格と同額の二極化しているか。
- 事務局 最低制限価格と同額で入札参加者が並び、くじにより落札決定している。
- 委員 予定価格と同額で入札している業者はいるか。
- 事務局 案件によっては予定価格に近い金額で入札している業者もいる。
- 委員 特定の業者が予定価格と同額で入札している傾向はないか。
- 事務局 そのような傾向はないと認識している。
- 委員 本件のように、外注が必要な特殊工法で施工する案件は同様の河川改修工事ではなかったか。
- 事務局 本件は特殊工法で施工しているので予定価格と最低制限価格を当てやすいが、他の河川改修工事例えば擁壁工の場合は、色んな工種が入ってくることがあり、積算能力が高い業者は予定価格と最低制限価格を当ててくると思われる。一方で、積算能力がそれほど高くない業者は、予定価格と最低制限価格に前後するような金額で入札すると思われる。
- 委員 特殊工法を用いる案件の業者選定は、工事難易度等を評価する入札になるのではないか。
- 事務局 総合評価方式等による入札のことかと思われるが、工事難易度が高く、業者

のオリジナリティを求めなければいけないような工事は、本市では現在のところない。本件についても民家が護岸に近接しているが、このモルダム工法を指定して施工しており、通常の競争入札で対応できると考える。

○委員 土木一式工事は積算能力が高ければ、予定価格と最低制限価格を当てることができると聞いていたが、なぜ、他の土木一式工事で「大津湖岸なぎさ公園サンシャインビーチ休養施設設置工事（以下、サンシャインビーチの工事）」は失格者数が9社も出ているのか。

○事務局 サンシャインビーチの工事はベンチを設置する工事が主な内容で、それに付随して植樹木の伐採・伐根等も合わせて発注している。工種が増えれば諸経費の考え方や端数処理等で多少の誤差が生じるため、最低制限価格を下回る入札参加者が出る傾向である。

○委員 「河川改修工事（国分川）（以下、国分川の工事）」は入札参加者8社のうち失格者が4社いるが、土木一式工事は積算が比較的容易にも関わらず、最低制限価格を当てることができず、失格となったのか。

○事務局 国分川の工事は本件よりも、入札者のランクがひとつ下のランクで、上のランクの業者の方が積算能力は長けている業者が多く、ひとつ下になると積算能力が劣るために失格者が増えたと思われる。

○委員 積算ソフトを使って積算している業者が多いと聞いているが、同じ工種なのに全然結果が違うことに違和感がある。

○事務局 国分川の工事と本件の違いは、国分川の工事は擁壁の構造が本件と違い、護岸の掘削や擁壁の整備等、積算する内容が多く、本件よりも積算が難しい。また、積算ソフトは同じように入力すれば同じ金額が積算されるが、市が提示したものをどのように解釈するかにより、違う数字を入れる可能性があるので、業者の能力次第だと思われる。

○委員 誘導員数や配置箇所数によって入札金額が変わる部分が多いという認識だったが、それらは入札額に反映されていないか。

○事務局 反映している。金抜設計書に誘導員は何名という記載があり、最低限必要な人数を記載している。それ以上に必要となれば設計変更の対象となり、工事するタイミングで精算する。

○委員 誘導員数や配置箇所数で業者によって入札額が大きく変わることはないか。

○事務局 変わることはない。

抽出事案2「市街灯建替え工事（A-0148ほか）」について

最初に、村上委員より要望があった入札金額が最低制限価格と一致及び近似している入札参加者の見積内訳書の確認について、口頭で内訳金額を伝えた。

○委員 見積内訳書は業者のノウハウ等が含まれ、公開すると競争力を阻害するので非公開にすることは分かるが、入札監視委員会は不適切な積算や談合の疑いがないか等をチェックする立場にあり、見積内訳書は検証資料として最も重要な資料である。入札監視委員に対しても見積内訳書を公開できないのはどのような趣旨からか。

○事務局 ご面倒をおかけして申し訳ございません。見積内訳書は業者のノウハウ等、その業者独自の要素が詰め込まれており、他社から公開請求があった時に、公開することで競争を阻害するので非公開としている。入札監視委員会が対面開催の場合は見積内訳書をお見せして、最後に回収する形を取る。オンライン会議の場合、見積内訳書をデータとしてお渡しすると、情報公開の観点から見積内訳書をお渡しすることができないので、このような形でさせていただいた次第である。

○委員 入札監視委員会は守秘義務を負っているので、見積内訳書をデータでいただいたとしても、抹消してくださいということであれば、すぐにデータを消却する。他の市町でも同様の扱いか。

○事務局 他の市町の状況は把握していないが、本市内部でも副市長を委員長及び副委員長とする入札契約審査委員会における本件と同様の資料についても、委員会終了後、必ず事務局で消却している。

○委員 入札監視委員から資料の要望があったものに関しては、ご覧になったら消却してくださいと注意書きをしていただいた上で、提供いただきたいと思う。

○事務局 市の情報公開を担当している部署と協議し、何か良い方法はないか検討してまいりたい。

○委員 最近の入札監視委員会における議論の焦点が、予定価格と最低制限価格になっているが、調べたところ、令和2年度以降に予定価格と最低制限価格の公表時期が入札後になったとのことで、それ以前は入札前に公開していたとのこと

だが、この変更が生じた理由を教えてください。

○事務局 令和2年度までは前の市長の考えもあり、予定価格及び最低制限価格の全てを事前公表にしていた。それ以前は予定価格が事前公表で、最低制限価格が事後公表としていたが、官製談合（以下、談合）が起きたため、それをなくす目的で、全て事前公表に改めた。すると、多くの入札において、1回目の開札から最低制限価格と同額の入札額で全ての入札参加者が張り付く形となり、くじで落札決定となった。すると、業者の積算能力が低下し、競争性という観点からも問題だとのことで議論し、現市長に変わった時に、問題を解決するためには全て事後公表にすべきだとのことで、令和2年6月から全て事後公表に改め、現在に至る。

○委員 談合が起きたか否かは、どのように発覚するか。

○事務局 職員が業者に入札における予定価格の情報を漏洩し、業者同士が話し合っ
て入札額が予定価格に近い金額に高止まりするように応札した事件があり、全て事前公表することで談合がなくなるのではとのことで改めたと聞いている。

○委員 社会情勢的な問題で談合が起きやすい素地があるから談合が起きたのか、それとも、予定価格及び最低制限価格の公表の問題で談合が起きるか。

○事務局 事前公表すれば、入札参加者が最低制限価格で応札してくるので、職員に圧力をかけにくく、職員との接触がなくなり、職員の不祥事もなくなるだろうとのことで、前市長が入札前に全て事前公表とした。

○委員 現状も職員への圧力等はあるか。

○事務局 職員への圧力等はあると思われる。工事を取りたいために、業者は何らかの方法で予定価格を知りたいという気持ちになるので、業者が狙いを定めて職員に接触してくる。

○委員 狙われやすい職員は、予定価格を知っている職員だと思うが、市でも職員へのヒアリング調査や職員を守るような取組、研修等をしているか。

○事務局 本市は過去に職員が業者に入札情報を漏洩する不祥事が起きたので、各種コンプライアンスや建設業法に関する研修等を強く進め、そのような不祥事が起こらないように取り組んでいる。入札の予定価格等も金庫に格納して管理しており、業者が知ることができない仕組みになっている。

○委員 全て事前公表する前の時と、取組みは違うか。

- 事務局 以前から取り組んでいたが、それでも不祥事が起きていたので、少なくするために、研修等を通して職員のコンプライアンス意識を高めるほか、公正取引委員会からもらった談合防止の啓発活動やポスターを掲示する等、工事担当部署を中心に取り組んでおり、以前よりも不祥事は起きにくくなっている。
- 委員 積算で直接工事費のうち道路付属施設工は、金抜設計書に数量が記載されているので比較的積算しやすいか。
- 事務局 道路付属施設工は基本的に積算しやすいと思われる。
- 委員 見積内訳書の金額を聞いて、業者によっては最低制限価格に近似した金額を積算しているが、同時期に電気設備工事が他に2件あり、応札額が分散していて、なおかつ予定価格よりも高い応札額が多い。本件は他の2件と違ってどのような特徴があるか。
- 事務局 本件は屋外の道路照明の工事であり、土木工事の要素が多いので最低制限価格を当てやすかったと思われる。他の2件は屋内の照明工事で、つまり営繕工事である。営繕工事は公表単価ではなく、参考数量のみの公開となるので、単価は参考見積を取ってその中で一番安価なものを採用し、市場価格に合わせて査定して設定しているところが、本件と違う結果となっている。
- 委員 他の2件が予定価格を上回る入札額が多いので、本件は当初の単価の見積もりが低かったのではないかと予測できるが、どうか。
- 事務局 価格上昇と本件は土木的要素が多い工事ということで、土木工事の部分については自社でできないので外注せざるを得ず、入札額が高止まりしたのではないかとと思われる。
- 委員 間接工事費のうち、現場管理費で最低制限価格よりも随分と安価に見積っている業者がいるが、何か理由はあるか。
- 事務局 おそらく、一般管理費等を高く見積っているので、現場管理費で見積る費用をそちらに計上しているのではないかとと思われる。
- 委員 無理をして現場管理費を安くしたわけではないということか。
- 事務局 はい。
- 委員 現場管理費と一般管理費等は予定価格と最低制限価格でも割合的な金額が違うように思うが、同じ基準で算定されるものだと思うのだが、どうか。
- 事務局 費目ごとに最低制限価格の割合はホームページで公表しているが、共通仮設

費と現場管理費が予定価格の90%、一般管理費等は予定価格の68%に設定しているため、費目によって基準の違いがある。

抽出事案3「市道橋補修工事（高橋）」について

- 委員 本件も入札額を予定価格や最低制限価格と同額に当てやすい工種か。
- 事務局 入札参加者8社が最低制限価格と同額で入札しているため、当てやすい工種と思われる。近年、過去の工事案件に対して、業者が積算資料等を情報公開請求して勉強されており、最低制限価格を当てる業者が多い。
- 委員 最低制限価格を決める時に、工事ごとに乱数計算しないのか。
- 事務局 乱数計算はしていない。
- 委員 すると、かなりの確率で最低制限価格を当てられるが。
- 事務局 業者が情報公開請求で過去の工事案件を見て、勉強して最低制限価格を当てているのが現状かと思う。

最低制限価格の算定基準は国交省の中央公契連モデルを使っている。業者が頑張って積算して最低制限価格を当てにくるので、同じ入札額で入札参加者が横並びになったら、くじで落札者を決定することが適切だと思う。もし乱数計算すると、頑張って積算して最低制限価格を当てようとしている業者に対して逆にどうなのかと思うので、そのようにしている。
- 委員 ここまで正確に最低制限価格を当てられると、談合の疑いがある等の判定ができない。業者ごとの受注ローテーションがないか等、過去のことを精査する必要があると思う。確かに、最低制限価格と同じ入札額で横並びになって、くじで落札者を決めるので一定の公平性があるかと思うが、見方によっては、最低制限価格で応札しても十分な利益が出ると、多くの業者が見積っているのかとも思われる。そうであれば、最低制限価格の設定自体が適切なかと思う。一方で、電気設備工事のように、予定価格を上回る工事もある状況を考えて、各工事の最低制限価格の基準を見直す必要があると思うが、どうか。
- 事務局 国交省の中央公契連モデルで定められた最低制限価格を使っているため、国が最近の市町の傾向を分析して、基準を定期的に変えているが、国の基準が変われば本市も変えている。現状の応札状況を見守りつつ、国からの入札執行における照会に対しても、本市の入札状況を報告しており、国も市町の入札状況

を見て、基準を変えていくので、それに応じて速やかに対応していきたい。

応札した業者からは必ず見積内訳書をもらっているので、見比べながら不審な点は無いか、怪しい動きはないか逐一確認している。

○委員 過去の工事に関して精査し、各業者でどのような受注パターンや辞退のパターンがあるか等を検証することは手間がかかるか。

○事務局 給排水冷暖房工事は以前から入札監視委員会でも注目していただいて、同じような工事で特定の業者が定期的を取っていないか、ローテーションはないか等、過去の工事案件や開札結果を見て、怪しいものはないか定期的に確認している。

○委員 その資料は共有していただけるか。

○事務局 特にそれだけのための資料は作成していない。

○委員 確認しているのは給排水冷暖房工事だけか。

○事務局 給排水冷暖房工事だけでなく、小中学校のトイレ改修工事は、毎年、数校ずつ施工しているので、その入札に参加する業者の状況は見ている。本件の橋梁補修工事についても、毎年、計画に基づいて施工しているので、注目して推移を見なければいけないと思う。

(2) 指名停止等の措置状況について

指名停止等の措置状況一覧表について

【事務局説明】

【質疑なし】